

## 合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月10日(水)午後1時35分から午後2時20分

2. 開催場所 合志市役所 2階大会議室

3. 出席委員(11人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	大藪	真裕美
委員	3番	工藤	信夫
〃	4番	中嶋	サツ子
〃	5番	衛藤	彰一
〃	7番	吉岡	近
〃	9番	峯	隆吉
〃	10番	嶋田	昭一
〃	11番	荒木	安孝
〃	12番	平山	洋生
〃	13番	村上	裕宣

4. 欠席委員(2人)

委員	2番	吉川	幸人
〃	8番	平野	昭代

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第5号議案 あっせん委員指名について

第6号議案 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

報告第1号 農地法第5条第1項目的の買受適格証明願について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

6. 農業委員会事務局職員

局長 緒方 寿雄

次長 坂上 範行

主幹 秋吉 秀美

○事務局長 それでは、ただいまから令和3年2月の農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、福島会長からご挨拶を申し上げます。

○会長（福島求仁子君） 皆さんこんにちは。早いものでもう2月になりましたけれども、なかなか世の中のほうは平穏にならないような気がいたします。毎回毎回新聞を見ますといろいろな話題がでておりまして、本当に心落ち着く日がないなあと思っているところです。

さて、1月からきょうまでのあいだに農業委員会の動きといたしましては、前回、皆様も1月22日からスタートさせていただきました、人・農地プランのそれぞれの地区別の話し合いを7カ所に分けて行わせていただきまして、農政課の取りまとめの資料を見ながら、皆さんにいろいろ意見をお願いしたところですが、私も全部参加したいと思ったんですけれども、西合志のほうの1カ所だけ参加させていただきましたが、やはり地元の農業委員さんの声が一番大切なのではないかな、また、意見が出るのは、やはり地元に住んでいる皆さんのお声だということがよくわかりましたので、皆さん方もなかなか地域の中で集まって話すということはできませんけれども、皆さん方が日ごろの生活の中で、ご近所の皆さん方と意見を取り交わしていただきまして、そういった意見もまた次の機会のところでお話をいただければと思っております。

また今回の取りまとめが2月下旬から3月に入りましてからまたあるかと思えます。そのときには農業委員会からの代表という形で、峯委員さんと嶋田委員さんが農業委員代表として人・農地プランの検討委員になっておりますので、ご意見のほうをまた伺いすることになるかと思えますので、よろしく願いいたします。

また、新規就農者の奨励金の交付式もつい先ほど4日に行われましたけれども、今回4名の方が交付金をお受けになりました。地域的には合生の池田さん、それから栄の塚本さん、村田さんが福原、豊岡、御代志の地域で耕作されることとなります。また幾久富では渡邊さんということで、新規就農の方も徐々に増えてきておりますので、皆さんにもぜひ農業委員さんにお声かけくださいという形でお話をしておりますので、気が付いたときにはお声がけいただければ幸いかと思っております。

ご報告のほうをさせていただきましたけれども、本日の総会のほうもよろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は平野委員と吉川委員から欠席の連絡が入っております。

農業委員会会議規則第6条に規定しております過半の委員がおそろいでございます。本日の総会が成立することを報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せ

てお願いいたします。特に何か質疑があるときには、挙手により発言をするようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

-----○-----

### (1) 議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） 議事録署名者につきましては、5番の衛藤委員、9番の峯委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

-----○-----

### (2) 農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、11番の荒木委員さんへ適宜意見をお願いいたします。なお、平野委員さんの担当分の現地調査の報告は、事務局にて報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

### (3) 議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、親子間での贈与でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙1ページに4筆、県道大津西合志線に沿って点在しております図面中央斜線部分が申請地です。次に2ページをお開きください。図面斜線部分、6筆が申請地です。

3ページと4ページが耕作地の現況写真です。5ページ、6ページが保有されている農業機械の写真です。

次に7ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50アール以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、今後も芝や露地野菜などを作付けする予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、事務局から農家及び現地調査の報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告いたします。

農家及び現地調査につきましては、1月29日に事務局と平野委員、上野推進委員さん、3名で現地調査を行いました。

今回の申請は親子間の贈与で、譲受人は現在、芝や野菜を生産されており、今後同様に芝と野菜を作付けされるということです。特に問題はないと思われます。よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの報告が終わりました。この件に関しまして委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございます。採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、親子間での贈与でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙9ページとなります。

図面中央斜線部分が申請地です。県道大津西合志線南側の農地です。

次に10ページをお開きください。上の写真が耕作地の現況写真です。10ページ下から11ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に12ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50アール以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、芝畑として継続予定のため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしくお願ひします。

○議長(福嶋求仁子君) 続けて事務局より農家及び現地調査の報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告いたします。

こちらのほうも農家及び現地調査につきましては、1月29日に事務局と平野委員さん、それと山崎推進委員さんと調査をいたしました。

今回の申請のこちらのほうも親子間の贈与でございます。譲受人は現在、芝を生産されており、今後も同様に芝を作付けされるということです。特に問題はないと思います。

どうぞよろしくお願ひします。

○議長(福嶋求仁子君) ただいま事務局からの報告が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) ご質問、ご意見がないようでございます。採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1につきまして上程いたします。

なお、本案件につきましては、4ページの第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用賃借権設定、番号1と同一の転用事業ですので、この二つの議案につきまして併せて上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。

議案書の3ページ4条番号1及び4ページ下段の5条使用賃借権設定番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用理由はグラウンドゴルフ場への転用です。

議案書別紙の13ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地です。国道387号の西側、県道大津植木線の北側に位置する農地です。

なお、申請地横の点線囲みの部分は事業予定地に含まれていますが、転用許可申請が不要な山林の部分です。

次の14ページが申請地の現況です。

次の15ページが配置図です。

申請者は個人で、自己所有地である4条申請地、申請者の姉が所有する5条申請地、申請者及び申請者の姉が所有する山林を地域に開放するグラウンドゴルフ場へ転用するものです。

16ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の17ページでお示ししておりますとおり、申請地は農業公共投資はされておらず、約0.4haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり、申請地以外の場所でも適する場所はないか検討を行われた上での申請であり、許可要件を満たしているということになります。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、令和3年3月20日より転用事業に着手し、令和4年2月末日までに完了の予定であり問題ありません。

5の農地以外の土地の利用見込みにつきましては、隣接する山林2,023㎡を含めた総事業面積4,934㎡の計画で特段問題はないものと思われまます。

6の計画面積の妥当性については、グラウンドゴルフコース、駐車スペースの配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無についてですが、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、荒木委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（荒木安孝君） それでは現地調査につきましてご報告いたします。

令和3年1月29日午前、私と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、申請者及び申請者の姉が所有する農地と山林をグラウンドゴルフ場として転用するものでございます。申請地は第2種農地であり、何ら問題ないかと思ひます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。意見はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1及び第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1及び第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用賃借権設定、番号1については、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅3棟への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の19ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分の2カ所が申請地で、群山の西側及び南西側、南部保育園の北西側に位置する農地です。

次の20ページと21ページが申請地の現況です。

次の22ページと23ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、住宅3棟を整備し販売する計画です。

24ページをお願いします。（1）の立地基準についてですが、まず、南側の申請地は農業公共投資はされておらず、次の25ページにお示ししておりますとおり、申請地の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に教育施設である合志南小学校、公益的施設である南部保育園が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

北側の申請地は26ページでお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則許可することはできませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため許可可能です。

（2）の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行

の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和3年3月1日より事業に着手し、令和4年9月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性については、住宅各戸の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に1月12日付けで提出済みであり、2月8日付けで同意がとれていることを確認しております。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

続けて、事務局より現地調査の報告をお願いいたします。

○事務局長 それでは現地調査につきまして報告します。

令和3年1月29日の午前、事務局と平野委員と上野推進委員とで現地調査を行いました。申請者代理人より申請内容等をお聞きしております。農地法の許可要件につきましては、先ほど担当者より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建売住宅として農地を転用するものでございます。申請地につきましては、南側は第3種農地、北側は第1種農地ですが、集落接続要件を満たしております。問題はないかと思います。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの報告が終わりました。この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。



よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります11番荒木委員さんは、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて、説明いたします。

5と次に6ページをお開きください。

令和3年第2回の農用地利用集積計画総括表につきまして左側の区分、今回からご説明いたします。利用権設定10年の田が3,105㎡、畑は10,498㎡でしたので、合計13,603㎡でございます。5年の田が40,627㎡、畑は39,013㎡でしたので合計79,640㎡でございます。

今回の田の小計は43,732㎡、畑の小計は49,511㎡でしたので合計93,243㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたします。

田の小計は78,643㎡、畑の小計は145,762㎡で合計224,405㎡でございます。

一番下、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。

今回の田の小計は2,281㎡、畑の小計は1,871㎡で合計4,152㎡でございます。

続きまして右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は3,436㎡、畑の小計は4,767㎡で合計8,203㎡でございます。

以上第4号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次の7から11ページ上段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に、11ページ下段の農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、4件、13,408㎡でございます。

内契約予定件数は、4件、13,408㎡でございます。

内契約が無い件数0件、0㎡でございます。

これで説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。ご質問やご意見はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

4号議案の審議が終わりましたので、退席中の荒木委員さんは着席されますよう案内をお願いします。

続きまして、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書12ページをお開きください。

あっせん番号1の申出者の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書に記載してあるとおりです。申し出内容は賃貸借です。

続けて申請地の場所ですが、13ページをお開きください。

図面太枠斜線部分があっせん番号1の申請地で、国道387号線の東側、西消防署の北側に位置する農地です。

農地の現況につきましては、図面左下写真のとおりです。

あっせん申出の理由としましては、もともと地元の農家さんに貸しておられたのですが、期間満了を迎え、その方より「高齢のためもう耕作はできない」とのことで農地が戻ってきたものの、非農家であり耕作はできないため誰かに借りてほしいとのことでの申し出です。

あっせん委員についてですが、申請地区域の担当委員であります村上委員、有内推進委員をお願いします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの説明が終わりますが、何かご質疑はございませんでしょうか。特に質問はよろしいでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、質問やご意見がないようでございますので、採決を行います。

第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

あっせん委員さんにおかれましては、大変ご苦勞でございますが、よろしく願います。

続きまして、第6号議案、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の14ページをお願いいたします。

農地法第2条第1項の規定による農地に該当するかどうか、要は農地か非農地かの判断について、審議の上、意見を決定いただくものです。

今回の案件は議案書の15ページから17ページに記載しておりますとおり45筆、21,934㎡でございます。この45筆につきましては昨年夏に実施いたしました利用状況調査におきまして、山林化がかなり進んだ農地であるとのことで各委員さんよりリストアップいただき、県からの荒廃農地調査でもB分類として報告を行ったところでございます。

国からの通知によりますと、荒廃農地B分類と判断した農地については、再生すべき農地なのか、又は非農地化しても差し支えない農地なのか、速やかに判断して次の対応を行うよう求められているところです。

この農地につきましては、いずれも農業公共投資はされておらず、農振農用地でもなく、経営所得安定対策等の国の補助金の対象となっていないため、非農地と判断することに特段支障はないものと思われまます。また、議案書に記載しておりますとおり、各担当地区の農業委員さん、推進委員さん方において現地調査を実施し、非農地判断することに特段支障はないことを確認されております。

場所につきましては、議案書別紙の27ページ以降に記載しております。

27ページから29ページが平山委員と安永推進委員の担当エリア内の12筆の分です。

30ページから32ページが吉川委員、園田推進委員の担当エリア内の2筆の分です。

33ページから37ページが工藤委員、鉦本推進委員の担当エリア内の25筆の分です。

38ページから40ページが荒木委員、高村推進委員の担当エリア内の1筆の分です。

41ページから43ページが峯委員、高司推進委員の担当エリア内の5筆の分です。

なお、議案審議の結果、非農地判断となりました場合には、法務局、県、市税務課にその旨を通知し、併せて地権者の方に地目変更登記をされるよう通知することになります。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたが、現地調査を行っていただきました委員さん方で、何か補足説明がございましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか補足説明のほうは。

はい、工藤委員さん、お願いいたします。

○3番（工藤信夫君） 補足といいますか、現地調査をいたしまして、これに出ている私の地域を鑑本委員と見てまわったんですが、本当に山林化しております。これで非農地化判断には適していると思います私のところは。よろしくお願ひします。こういう現状で農地としては認めなくて結構なところだと判断いたしました。以上です。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。  
その他の委員さん方からも何かございましたら、はい峯委員さん。

○9番（峯 隆吉君） ここで確認といいますか、本人に非農地にしていいかという確認を一回取ってからしたいと思います。ただ、この〇〇さんだけは取れています。私の地区はですね。他に名前が〇〇さんとか〇〇さんとか〇〇さんとか〇〇さんとか載っていますけれども、これ荒れているのは事実です。だから、これを登記を促すということが、本人がどうするのかと、このままにしてほしいというのであればちょっとできないかなあと思っていますけれども、もう一つは、本人がする場合に税金対策がどうなのかなあと、ちょっとそれが頭に残っているところです。高くなるのか安くなるのかも知っておきたいなあとこの感じであります。

○議長（福嶋求仁子君） それでは事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 まず、本人の意思確認が必要ではないかというお話かと思ひますけれども、これにつきましては、農地法に基づいて、現況として農地に該当するか否かという判断は、あくまでも農業委員会の判断になります。そこに「地権者の意向を汲んで」ということは、そこまでは求められていないところなんです。農地としてということであれば、こうなる前に地権者の方は農地に戻す機会は今までに何十年とあったはずなので、それを今までほったらかしておいて、今さら農地ですてどうしても言われる方というのは、はたしているのかなあとこのはちょっと思ったりします。

それと固定資産税の問題ですけれども、課税につきましては、一般的に田畑より山林のほうが安いということになっているかと思ひます。だからといってこれまでより大幅に税金が下がるということはないかと思ひます。もともと田畑の税金は宅地なんかには比べて大分安い設定をしてありますので。これまでより少くらは安くなるかと思ひます。

○9番（峯 隆吉君） それでは本人に、私たち農業委員としては、山林になっていますから山林ということで、農地を山林に変えてくださいということをお伝えるんですかね。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局、お願いいたします。

○事務局 それにつきましては、12月の総会後に説明させていただきましたとおり、そ

のときは資料もお渡ししているかと思えます。非農地判断しましたのでという地権者向けの所定の様式がありますので、事務局よりその文書をお送りして地目変更登記を促すという形になります。

実際それから先、本人さんが地目変更届まで終わらせられたのかということまでは、追跡は実際数も多いのでできないところです。ただ、今回、非農地判断ということでご決定いただきましたならば、現在、農地台帳にこの今回の案件すべて載っておりますので台帳から消すという形になります。ですので、合志市全体としての荒廃農地は減るという形になってまいります。

○9番（峯 隆吉君） はい、ありがとうございました。

○議長（福嶋求仁子君） そのほか質問ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。

第6号議案、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断につきまして、原案どおり非農地とすることに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第6号議案、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断につきましては、原案のとおり可決されました。

それでは報告事項になりますので、職務代理と交代いたします。

-----○-----

#### （4）報告

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項の目的の農地の買受適格証明につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明いたします。18ページをお開き願います。

買受適格証明につきましては、先月の総会で会長専決報告としまして14件の願出があった旨報告いたしました。今回の2件につきましてもそれと同じ競売物件についての証明願です。この2件につきましては、先月の総会直前での書類提出であったため、先月の総会での報告に間に合わず今月の報告となったものです。

場所につきましては、20ページに記載しておりますとおり、永江団地区内にある農地です。

事務局からは以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 事務局からの説明が終わりました。委員の皆さんからは何かご質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

- 会長職務代理者（大藪真裕美君）** ご質問、ご意見もないようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項目的の農地の買受適格証明願につきましては、以上で報告を終わります。
- 続きまして、第2号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用（届出）につきましては上程いたします。
- 事務局に一括で説明を求めます。

- 事務局** それではご説明します。19ページをお開き願います。
- 今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては議案書に記載しておりますとおり、所有権移転2件の届出がっております。
- 番号1につきましては第1号報告の競売物件の分でございます、1月18日の熊本地方裁判所の開札において落札者と決定されたことを受け、届出書を出されているものです。この譲受人である法人が落札者であるということの確認につきましては、熊本地方裁判所の期間入札調書の謄本により確認を行っております。
- 番号2につきましては、不動産業を営む法人が農地3筆、計997㎡を取得し、宅地分譲地4区画を整備し販売する計画での届出でございます。
- 場所につきましては20ページと、21ページに記載してあるとおりです。
- 事務局からは以上でございます。

- 会長職務代理者（大藪真裕美君）** 事務局からの説明が終わりました。委員の皆さんから何かご質疑等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

- 会長職務代理者（大藪真裕美君）** ご質問、ご意見等もないようでございますので、第2号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用（届出）につきましては、以上で報告を終わります。
- 会長に議長を交代いたします。

- 議長（福嶋求仁子君）** それでは、以上で議案のほうが終わりました。

-----○-----

#### (5) 閉会

- 議長（福嶋求仁子君）** それでは、長時間にわたりまして、慎重審議をいただきましてありがとうございます。
- 以上をもちまして、令和3年2月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。
- 皆さん大変お疲れ様でございました。

-----○-----

閉 会 午後2時20分